

放課後児童支援員等資質向上研修

障がい児支援に関する施策と制度

講師 勝連 啓介氏



NPO 法人沖縄県学童・保育支援センター



令和2年度 放課後児童支援員等資質向上研修

障がい児支援に関する施策と制度

医療法人へいあん 平安病院
小児科・児童精神科専任科長 勝連啓介

この時間を皆様と共にするにあたり…

障がい児支援は、施策や制度で定められているからやるわけではありませんが、施策や制度を学ぶことによって「多様性を認め合う共生社会」を形成するために、私たちは何をすべきか、考える機会になると良いなと思います。

問題の解決に向けた
具体的な策を実施する

科目のねらい

- ・ 児童クラブと関連する障がい児福祉施策と放課後関係施策の内容を理解している

研修内容

- ・ 障がい児支援に関する施策や制度等の基礎知識を学ぶ

今日は事例を通して考えてみましょう

児童クラブに通う発達障がいの子どもたち

次の二人の「育ちの違い」について考えてみましょう

Aさん 小3 発達障がいを持つ
幼少期から、地域社会の福祉サービスを
じゅうぶんに受けて育った

Bさん 小3 発達障がいを持つ
家庭環境が整わず、地域社会の福祉サービスを
受けることなく育った

Aさん 0～2歳の頃

乳幼児健診



→健診事後教室（親子の遊びの教室）に案内された

・市町村ごとの年度計画による子育て支援事業

まず子育て相談から
ママ友と出会い、
保育士に遊び方を学び、
保健師に子育て相談ができた



→次はもっと専門的な療育を受けたい

Aさん 3～5歳の頃

児童発達支援事業所（療育）に通うことになった

→障がい福祉サービス受給者証が必要（障がい認定）

- ・障がい者手帳
- ・特別児童扶養手当等の受給を証明する書類
- ・医師診断書

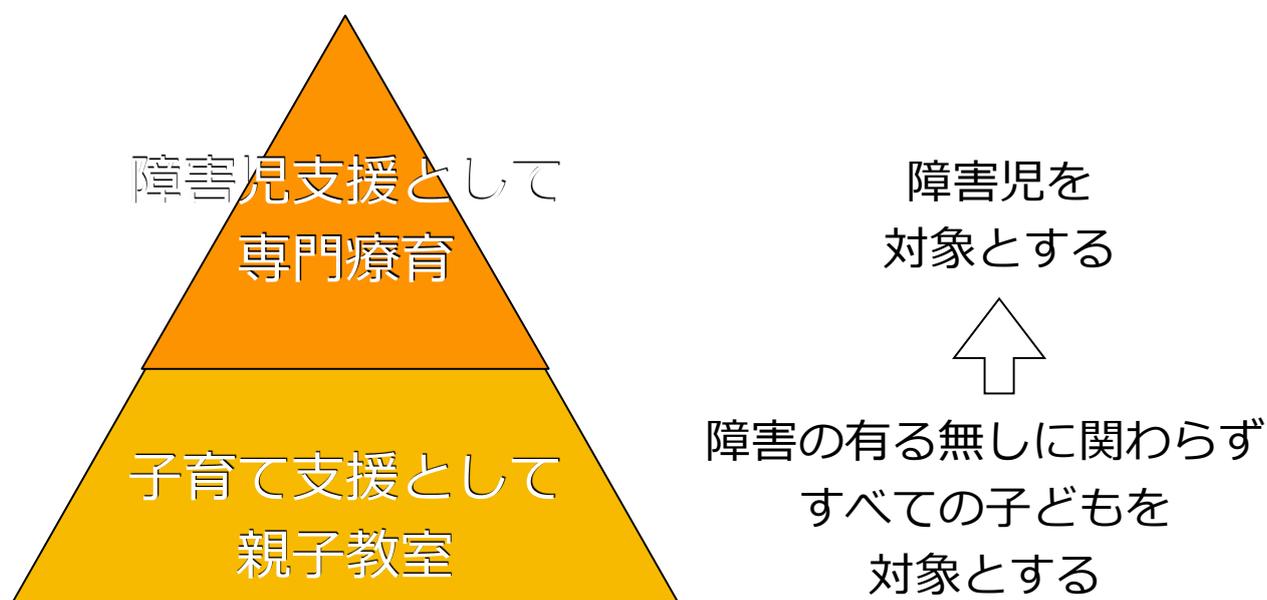
※放課後等デイサービス利用でも
同様の手続きが必要

子育て支援から始まる子どもの発達支援



ママ代わりに保育士を「頼り」に遊びが広がった
保育士の「誘い」のおかげでおともだちが増えた
ママは障がいを抱える子を持つ親と知り合いになった
4歳から保育園にも通った → 併行通園

Aさんの幼少期の育ちの保障は？



施策としても…

障害児支援として
専門療育

障害者基本法
発達障害者支援法
障害児を対象とする
専門的な支援施策

子育て支援として
親子教室

児童福祉法
子どもの権利条約
すべての子どもを
対象とする施策

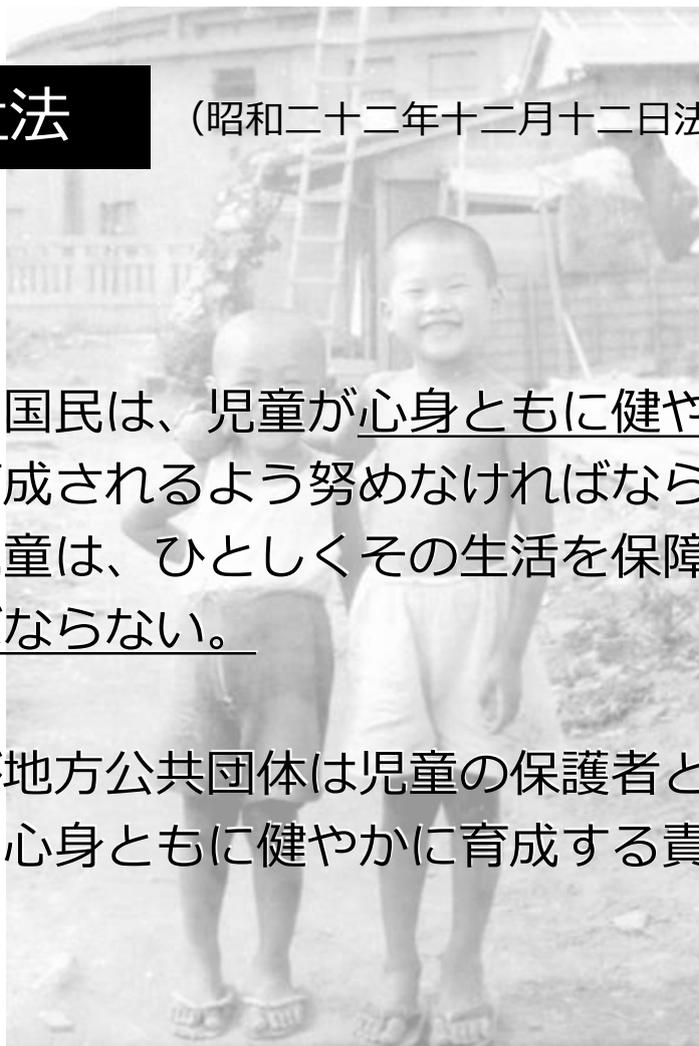
児童福祉法

(昭和二十二年十二月十二日法律第百六十四号)

第一条 すべて国民は、児童が心身ともに健やかに生まれ、
且つ育成されるよう努めなければならない。

○2 すべて児童は、ひとしくその生活を保障され愛護され
なければならない。

第二条 国及び地方公共団体は児童の保護者とともに、
児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。



【時代が進み、社会の背景が変化してきた】

- ・ 子育て家庭の孤立
- ・ 地域社会における子育て支援力の低下

平成28年（2016年）児童福祉法改正法案の趣旨

→ 全ての児童が健全に育成されるよう、保護者を支援するとともに、家庭と同様の環境における児童の養育を推進する

改正児童福祉法

（平成二十八年五月）

第一条 全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長および発達ならびにその自立が図られること、その他の福祉を等しく保障される権利を有する

子どもの権利条約

批准（1994年：平成6年）

1989

子どもの権利条約 国連で採択

採択された11月20日は「世界子どもの日」



条約を採択した国連総会

子どもの権利条約

批准（1994年：平成6年）

- ・ 国は児童を保護するためすべての適当な立法上、行政上、社会上及び教育上の措置をとる（第19条）

生きる権利：すべての子どもの命が守られる

育つ権利：医療・教育・生活支援等を受ける、友達と遊ぶ

持って生まれた能力を伸ばして成長できる

守られる権利：暴力や搾取、有害な労働等から守られる

参加する権利：自由に意見を表すことができるなど

さらに、2019年

児童福祉法改正

【児童の権利擁護】

- ・ 親権者や児童福祉施設は子どものしつけの際に
体罰を禁止する

(2020年4月1日施行)

子どもへの体罰は法律で禁止されます。
体罰等によらない子育てを推進するため、
子育て中の保護者に対する支援も含めて
社会全体で取り組んでいきましょう。



体罰等によらない
子育てを
広げよう！

2020年
4月から
法律が
変わります！

支援員の皆様には、これまでそうであったように
「体罰によらない発達支援」を実践していただき
親支援として親に指導することも望まれています

しつけと 体罰は どう違うの？



- しつけとは、子どもの人格や才能等を伸ばし、自律した社会生活を送れるようにサポートしていくことです。
- そのためには、体罰ではなく、どうすればよいのかを言葉や見本を示すなど、本人が理解できる方法で伝える必要があります。

こんなことしていませんか

- 何度も言葉で注意したけど言うことを聞かないので、頬を叩いた
- いたずらをしたので、長時間正座をさせた
- 宿題をしなかったので夕食を与えなかった

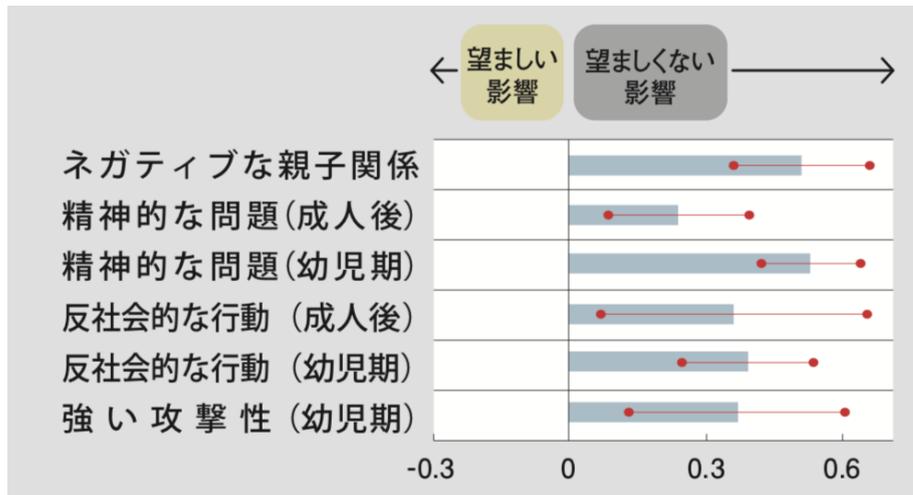
▶▶▶ **全て体罰です。**

なぜ体罰をしてはいけないのか
子どもが持っている権利から見ると…

児童福祉法では？：すべての子どもは健やかに成長発達し、その自立が図られる権利が保障される。保護者は子どもを心身ともに健やかに育成することについて第一義的責任を負う。

子どもの権利条約では？：大人に対する叩く、暴言を吐くなどの行為が人権侵害として許されないのと同様に、子どももまた、尊厳を有する人権の主体であり、叩くなどの行為は人権侵害として許されない

「親による体罰」の影響



体罰、暴言を受けた体験がトラウマとなり、心身にダメージを引き起こし、その後の子どもの成長・発達に悪影響を与える。一方で、その後に周囲の人々の支援により、悪影響を回復し、あるいは課題を乗り越えて成長することも報告されている。

社団法人セーブ・ザ・チルドレン「子どもに対する体罰等の禁止に向けて」2017

ポイント1

子どもの気持ちや考えに耳を傾けましょう

- 相手に自分の気持ちや考えを受け止めてもらえたという体験によって、子どもは、気持ちが落ち着き、大切にされていると感じます
- 子どもに問いかけたり、相談しながら、どうしたら良いかを一緒に考えましょう

ポイント2

「言うことをきかない」にもいろいろあります

- 保護者の気を引きたい、子どもなりに考えがある、言われていることを子どもが理解できていない、体調が悪い、などさまざまです
- 「イヤだ」と言うのは、子どもの気持ちです。感情を持つこと自体はいけないことではありません。重要なことでない場合、今はそれ以上やりあわないというのも一つです。

ポイント3

子どもの成長・発達によっても異なることがあります

- 子どもの年齢や成長・発達の状況によって、できることとできないことがあります。また、大人に言われていることが理解できないこともあります。
- 子ども自身が困難を抱えている時は、それに応じたケアを考え対応しましょう

ポイント4

子どもの状況に応じて、
身の回りの環境を整えてみましょう

- 危険性を伴う環境がないか、見直しましょう
- 子どもが自分でできるような環境づくりを工夫してみましょう

ポイント5

注意の方向を変えたり、
子どものやる気に働きかけてみましょう

- 子どもはすぐに気持ちを切り替えるのが難しいこともあります。時間的に可能なら待つことも一案。難しければ、場面を切り替えるなど、注意の方向を変えてみても良いでしょう
- 子どもが好きなことや楽しく取り組めることなど、子どものやる気が増す方法を意識してみましょう

ポイント6

肯定文でわかりやすく、
時には一緒に、お手本に

- 子どもに伝えるときは、大声で怒鳴るよりも「ここでは歩いてね」など肯定文で何をすべきかを具体的に、また穏やかに、より近づいて、落ち着いた声で伝えると、子どもに伝わりやすくなります。
- 「一緒に宿題しよう」「一緒に片付けよう」一緒にそばで寄り添ったり、やり方を示したり教えたり、子どものお手本や模範になりましょう。

ポイント7

良いこと、できていることを具体的に褒めましょう

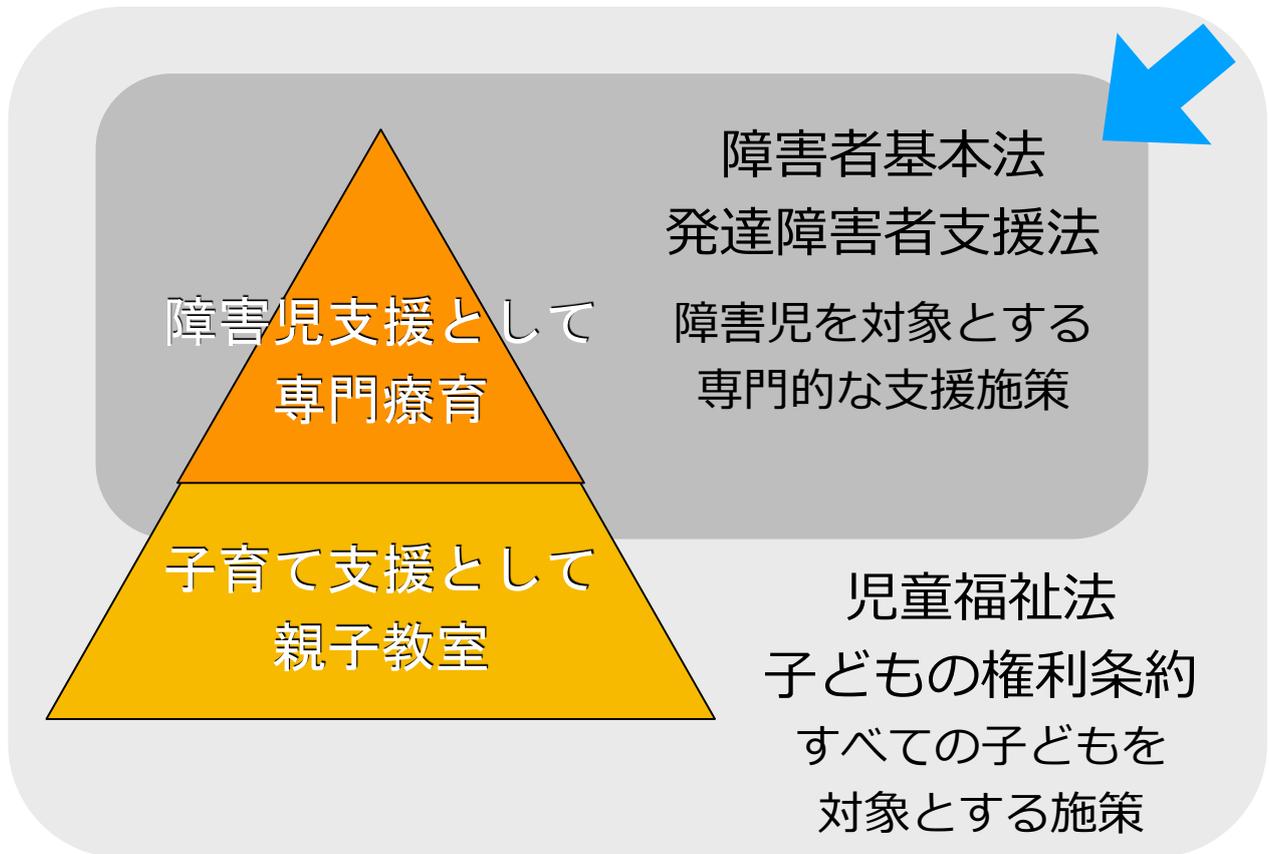
- 子どもの良い態度や行動を褒めることは、子どもにとって嬉しいだけでなく、自己肯定感を育むことになります
- 結果だけではなく、頑張っている過程を認めること
今できていることに注目してあげることが大切です

詳しくは

「体罰等によらない子育てのために
～みんなで育児を支える社会に～」

<https://www.mhlw.go.jp/content/11920000/minnadekosodate.pdf>





障害のある子どもを守るための法律 1

障害者基本法

目的：障害があっても自立や社会参加を支援するための施策を総合的に計画的に推進し、障害者の福祉を増進する。

第3条 <基本原則1> 地域社会における共生
障害のある人が障害のない人と同じ人権をもち、大切な人として認められ、人間らしく暮らす、生きる権利がある。

第4条 <基本原則2> 差別の禁止
障害のある人の権利を認めないようなことをしてはならない。

改正発達障害者支援法

1

ライフステージを通じた切れ目のない支援

医療、福祉、教育、就労等の各分野の関係機関が相互に連携し、一人一人の発達障害者に、「切れ目のない」支援を実施することを目的規定に追加しました。

2

家族なども含めた、きめ細かな支援

教育、就労の支援、司法手続における配慮、発達障害者の家族等への支援などの規定の改正を通じて、きめ細かな支援を推進します。

3

地域の身近な場所で受けられる支援

地域の関係者が課題を共有して連携し、地域における支援体制を構築することを目指します。また、可能な限り身近な場所で、必要な支援が受けられるように配慮します。

第3期沖縄県発達障害者支援体制整備計画

1

第3期計画・重点課題

特定のライフステージごとの課題と取組

(1) 乳幼児期における 早期発見・早期支援

- ア 乳幼児健診受診率
- イ 要フォロー率の精度向上
- ウ 検診後支援体制の整備

(2) 学齢期における 教育と福祉の連携

- ア 教育と福祉の連携
- イ 施策・事業等の相互理解

(3) 成人期における 就労支援

- ア 就労支援者の資質向上
- イ 事業主への支援の充実
- ウ 就労に繋がらない方への支援



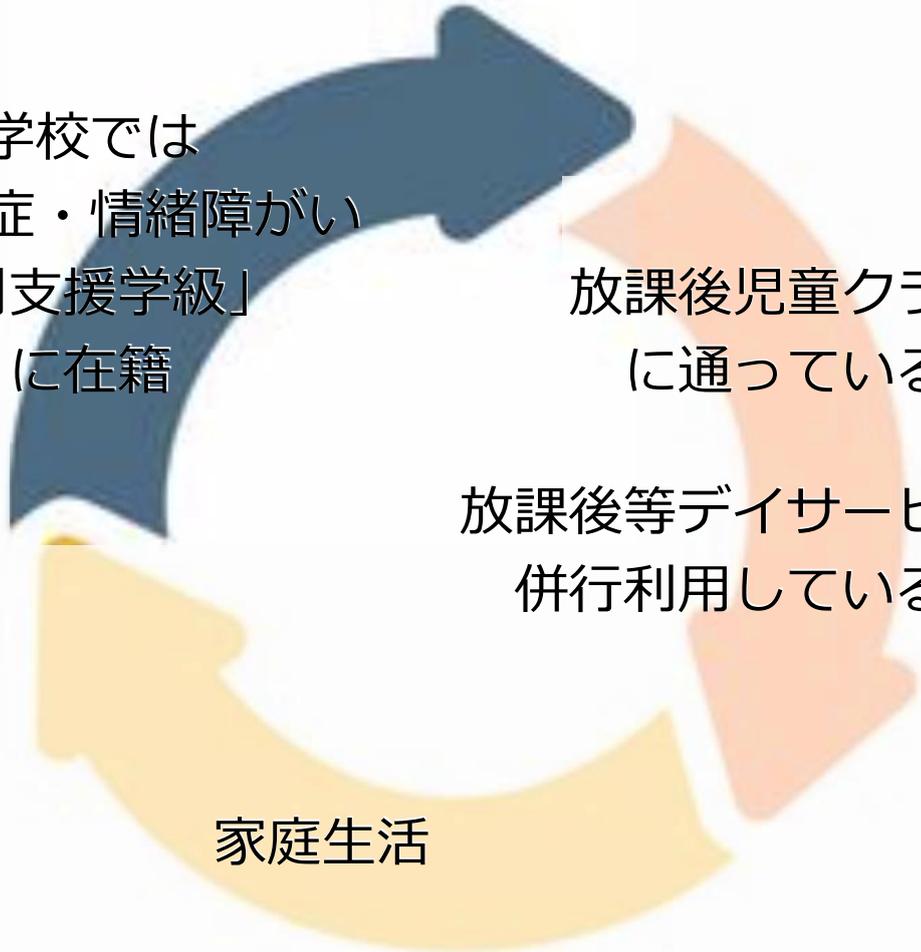
Aさん 小学校入学

教育委員会の就学相談において、

「自閉症・情緒障がい特別支援学級」に在籍が決定

放課後は、友だちと一緒に児童クラブで遊びたいと希望して通っている

放課後等デイサービス事業所にも通い、忙しい毎日を送っている



学校では
「自閉症・情緒障がい
特別支援学級」
に在籍

放課後児童クラブ
に通っている

放課後等デイサービス
併行利用している

家庭生活

障害児支援に関する学校の制度

特別支援教育について

- 1、支援学級に在籍する場合：児童8人（最大）に対して1人支援学級担任が配置。学級編成は異学年構成もある。
- 2、交流学習：協力学級（通常学級）において個の状況に配慮して共に学習する機会、行事等に参加する機会を持つ。
- 3、措置替え：成長や困り感の緩和の状況によって、通常学級に籍を変更、あるいは障害種の変更もできる。
- 4、特別支援教育コーディネーター：各校に配置。配慮が必要な児童の支援に中心的役割を担う。関係機関との連携も。
- 5、スクールソーシャルワーカー：学校を起点とするSW

学校では
「自閉症・情緒障がい
特別支援学級」
に在籍

放課後児童クラブ
に通っている

放課後等デイサービス
併行利用している

家庭生活

放課後児童クラブ運営指針

第3章 2 (1) 障がいのある子どもの受入れの考え方
地域社会における障がいのある子どもの放課後の生活が保障されるように、放課後等デイサービスと連携及び協力を図る

→放課後等デイサービスガイドライン

「放課後等デイサービス事業所では、放課後児童クラブの一般的な子育て支援施策を専門的な知識・経験に基づきバックアップする『後方支援』としての位置付けも踏まえつつ、放課後児童クラブと連携を図ること」

Aさんの事例 まとめとして…

1、子どもを守るための施策

子どもの人権を尊重しましょう

2、障がいのある子どもを守るための施策

個に応じた配慮で、関係者で、支え合いましょう

3、運営指針第3章4 (2)

- ・放課後児童支援員は、保護者が子育てについて相談しやすい雰囲気づくりを心がけましょう

→「相談したら救われた」経験を積んでもらうために
これからの子どもと親の人生のために

児童クラブに通う発達障がいの子どもたち 「育ちの違い」について考えてみましょう

Aさん 小3 発達障がいを持つ

幼少期から、地域社会の福祉サービスを
じゅうぶんに受けて育った

Bさん 小3 発達障がいを持つ

家庭環境が整わず、地域社会の福祉サービスを
受けることなく育った



生来の発達障害特性

→ 理解されないと…

たとえ障害があっても
自立や社会参加を支援するための施策
を推進する障害者基本法
ライフステージを通じた切れ目のない
支援を実施する発達障害者支援法

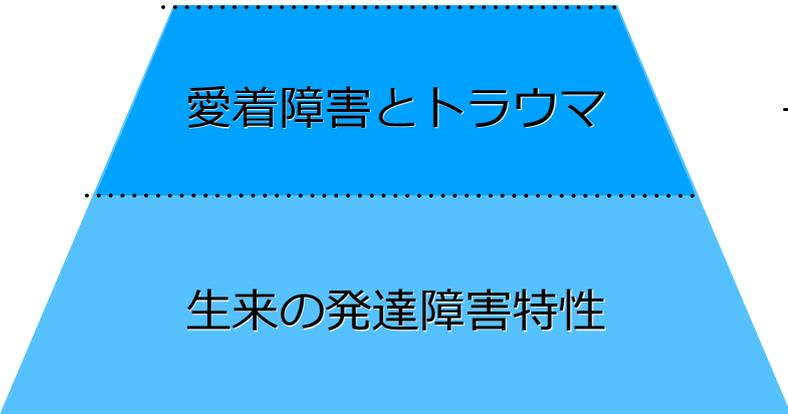
→ 法が守られていないことになる



生来の発達障害特性

→ 理解されないと…

児童虐待防止法
が守られていないことになる



愛着障害とトラウマ

→ 理解されないと…

生来の発達障害特性

児童虐待の早期発見義務

- ・ 児童福祉施設
- ・ 学校
- ・ その他児童の福祉に業務上関係のある団体

- ・ 児童福祉施設の職員
- ・ 学校の教職員
- ・ 医師、保健師、弁護士
- ・ その他児童の福祉に職務上関係のある者

児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し
児童虐待の早期発見に努めなければならない

放課後児童クラブ運営指針

第3章 3 (1) 放課後児童支援員等は、子どもの状態や家庭の状況の把握により、保護者に不適切な養育等が疑われる場合には、市町村や関係機関と連携し要保護児童対策地域協議会（要対協）で協議するなど適切に対応することが求められる。

- 放課後児童支援員は学校関係者と同様、最も身近で子どもや保護者の様子を知る支援者である。
- 例えば、要対協でクラブの役割とされた事項（お迎え時の保護者への声かけ、子どもの観察と気持ちの受け止めなど）を果たすための体制整備が必要。
- 日頃から子どもの様子を観察し、記録を残すことが重要。

二次障がいや精神病の発症
社会不適応・行動化

いじめ防止対策推進法
が守られていないことになる

いじめ・いじめられ体験
適切な教育保障が与えられない

→ 理解されないと…

愛着障害とトラウマ

生来の発達障害特性

いじめの定義

～平成17年度

自分より弱い者に対して一方的に、身体的・心理的な攻撃を継続的に加え、相手が深刻な苦痛を感じているもの

平成18年度～

当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの

発生場所は学校内外を問わず、個々の行為が『いじめ』に当たるか否かの判断はいじめられた児童生徒の立場に立つて行う。
具体的ないじめの種類に「パソコン・携帯電話での中傷」「悪口」などを追加。「発生件数」から「認知件数」に変更。

**いじめ防止対策
推進法(平成25
年)の定義**

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの

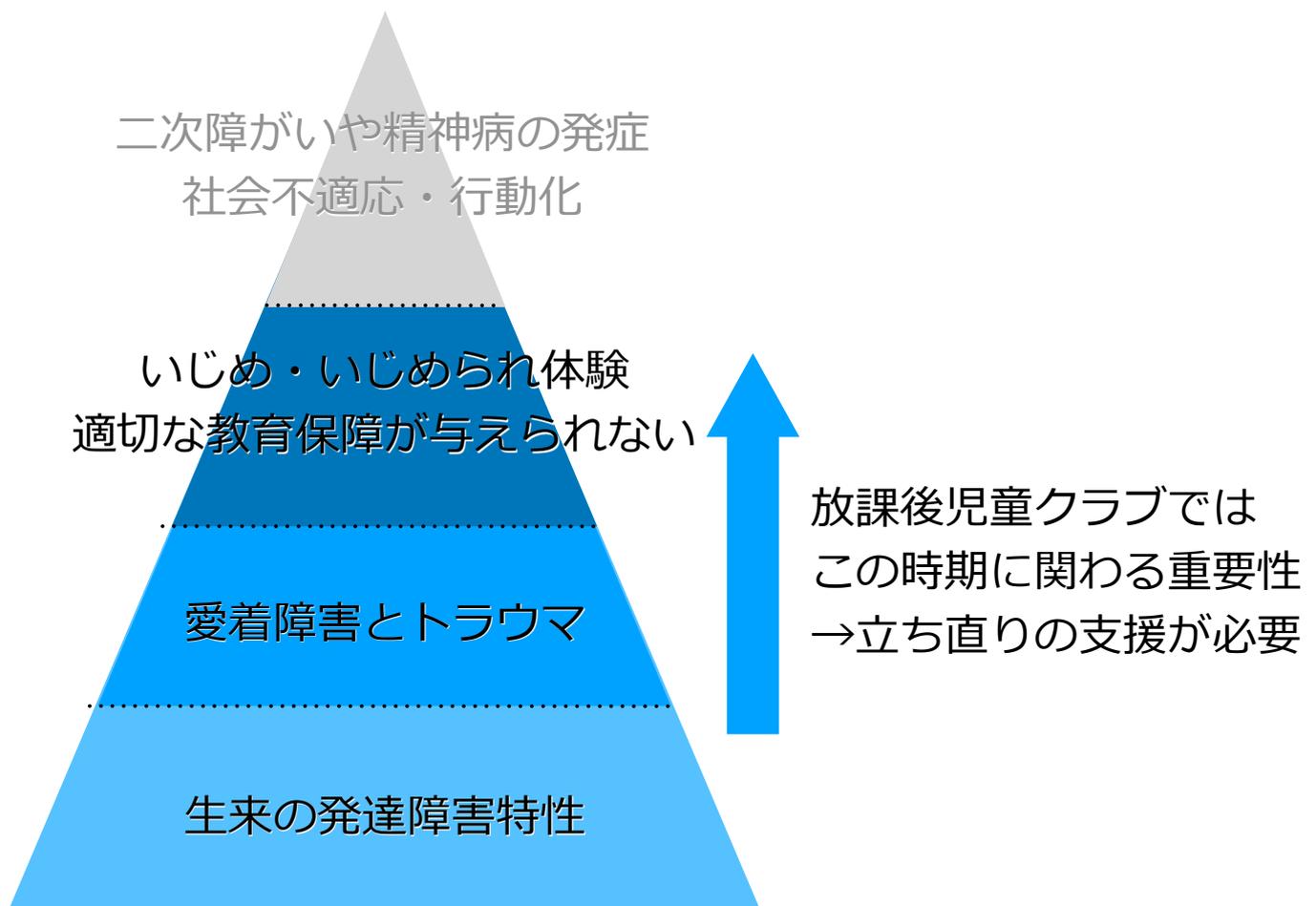
【いじめの防止等のための基本的な方針より】

- 「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要
- いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用して行う

・子どもの間でいじめなどの関係が生じないように配慮するとともに、万一そのような問題が起きた時には早期対応に努め、放課後児童支援員が協力して適切に対処する

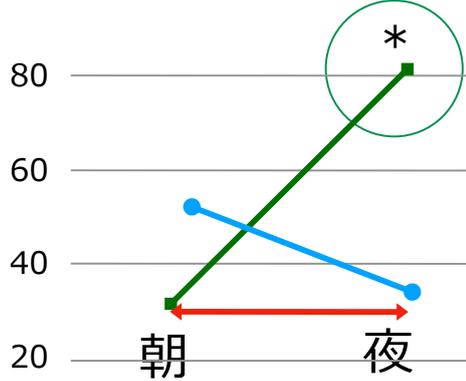
子どもは、児童クラブの活動においても、喧嘩をすることがあります。いじめにも、喧嘩にも、多様な形態があり、喧嘩に見える行為の中にも、子どもの感じ方によって、いじめにあたるものもあります。支援員は普段から子どもたちの様子に十分注意を払い、いじめを見極めることが重要です。

いじめの事実があると思われる時には、学校と連携します。学校通報後、学校等から子どもの見守り等を依頼されることも考えられます。支援員は、いじめ予防、早期発見、対応について様々な事例や文献から継続的に学ぶ必要があります。



被虐待体験からの回復と脳ホルモン分泌の関連

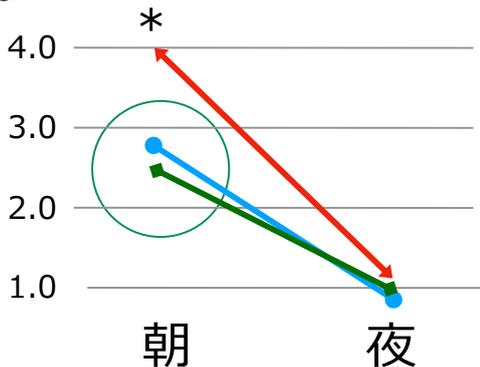
[pg/ml] 唾液中のオキシトシン値



心身安定群（保護された群）では
不安定群に比べて
夜にオキシトシン（愛情ホルモン）
が大量に分泌されて

しかも
朝にコルチゾル（ストレスホルモン）
の分泌が少なくなった

[ng/ml] 唾液中のコルチゾル値



**あたたかみのある生活が
逆境から回復させる**

Tomoda A. et al,
Front Psychiatry 2015

ここまでのまとめ

障害児に関する施策や制度を学び「多様性を認め合う共生社会」を形成するために、私たちは何をすべきか、考える機会になると良いなと思います

たとえ障害があっても、児童クラブにおいては、ひとしく人権を保障し、自立や社会参加を支援し児童にも家族にも丁寧に相談機能を発揮されますよう祈念いたします

【まとめと確認 1】

- すべての子どもを対象とした施策・制度について、児童福祉法、子どもの権利条約を解説した。
また、児童虐待防止法、いじめ防止対策推進法についても解説した。
それぞれの要点を一言で説明できますか？

【まとめと確認 2】

- 障害児を対象とする専門的な施策・制度について、障害者基本法、発達障害者支援法、障害児支援に関する学校の制度（特別支援教育について）、放課後児童クラブ運営指針の放課後等デイサービスとの連携協力を解説した。
それぞれの要点を一言で説明できますか？

本講義のまとめと確認 解答例 1

- 児童福祉法：すべて国民は、児童が心身ともに健やかに生まれ、かつ育成されるよう努めなければならない／すべて児童は、ひとしくその生活を保障され愛護されなければならない／体罰によらない子育て
- 子どもの権利条約：生きる権利／育つ権利／守られる権利／参加する権利／1989年に国連で採択／1994年に日本も批准
- 児童虐待防止法：早期発見義務／要対協と協力体制
- いじめ防止対策推進法：対象児が心身の苦痛を感じているものと定義する／学校におけるいじめ対策の組織を活用していじめと認知する

本講義のまとめと確認 解答例 2

- 障害者基本法：障害があっても自立や社会参加を支援する／地域社会における共生／差別の禁止
- 発達障害者支援法：障害があってもライフステージを通じた切れ目のない支援を．／教育と福祉の連携
- 障害児支援に関する学校の制度：支援学級に在籍し交流学習でも学ぶ／特別支援教育コーディネーター・スクールソーシャルワーカーとの連携を積極的に．
- 放課後児童クラブ運営指針の放課後等デイサービスとの連携協力：子どもの生活の連続性を保障する／連絡帳・迎えの際の連絡・保護者会・面談など児童クラブが「得意」とするところを大いに活用する